

平成 21 年 7 月 吉日

各位

ジャパンホームシールド株式会社

保険法人の事後的検査による保険加入について

前略

今般、国土交通省より住宅瑕疵担保責任保険加入について次の特例措置が発表されました。

※ 事後的検査による保険加入について

現場検査があるため、保険の申込みは施行前に行うことが必要であった。今回、着工後又は完成後であっても保険加入が可能な新たな保険商品を発売する。本年度内の申込物件を対象。非破壊検査等通常と異なる検査を行うことから、検査手数料を含む保険料は通常の保険より高額となる。

※「住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行に向けた取り組みについて（平成 21 年 7 月 1 日）」
6 月 29 日報道発表資料より抜粋

これにより、既に着工後または完成後の状態で売れ残り等によって引渡し時期が 10 月 1 日以降となる物件について保険加入手続きが可能な場合がございます。

詳細につきましては、住宅瑕疵担保責任保険法人へお問合せ下さい。

上記の手続きに際して、JHS は地盤調査資料及び建物検査資料の再発行（有償）等、ご協力させて頂きますので、よろしくお願い申し上げます。

以上